

年末調整や確定申告をするときに必要です 国民年金の保険料控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

11月上旬に納付額を証明するはがきが日本年金機構から送付されています。証明内容は、本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付額です。

年の途中から国民年金に加入した方や、10月以降に初めて保険料を納めた方については、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

この証明書は年末調整や確定申告の際必要ですので、紛失しないように気をつけてください。紛失してしまった場合や届いていない場合は、再発行が可能ですので下記へご相談ください。

◆問い合わせ

控除証明専用ダイヤル

☎ 0570(070)117

IP電話の場合

☎ 03(6700)1130

※受付期間

平成24年3月15(木)まで

※受付時間

(月曜日～金曜日)

午前8時30分～午後5時15分

※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで

(第2土曜日)

午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日(木)～平成24年1月3日(火)はご利用できません。

用できません。

被災納税者のための相談会を開催

◆問い合わせ

東金税務署 ☎0475-52-3121

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより税金の還付が受けられる場合があります。次のとおり、相談会を実施しますので、ぜひご利用ください。

と き	と ころ	時 間
12月15日(木)～16日(金)	東金税務署	午前9時～正午 午後1時～4時
12月17日(土)	山武市役所蓮沼出張所	午前10時～正午 午後1時～3時
12月18日(日)	山武市役所3階大会議室	午前10時～正午 午後1時～3時
平成24年1月14日(土)	山武市役所蓮沼出張所	午前10時～正午 午後1時～3時
1月15日(日)	山武市役所3階大会議室	午前10時～正午 午後1時～3時
1月16日(月)～20日(金)	東金税務署	午前9時～正午 午後1時～4時

＜用意する書類等＞

① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの、② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの、③ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの、④ 市町から交付された「り災証明書」、⑤ 還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの、⑥ 平成22年分の確定申告書等の控え（確定申告を済ませている方）、⑦ 平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）（確定申告を済ませていない方）
(注) 書類等をお持ちでなくても相談はできます。

青色決算説明会を開催

◆問い合わせ

東金税務署 ☎0475-52-3121

税務署では、所得税の青色申告決算書の作成や消費税等の申告書の書き方などについて、次の日程で説明会を開催しますので、ぜひご利用ください。

と き	説 明 事 項	と ころ
12月6日(火)	午前10時～11時	東金市中央公民館
	午前11時～正午	
12月7日(水)	午前10時～11時	山武市役所3階大会議室
	午前11時～正午	

※ご来場の際には、筆記具を携行してください。

※会場では、年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙を配付します。